

高知県防災エキスパート制度要綱に基づく防災エキスパートのボランティア活動を円滑かつ効率よく実施するため、高知県土木部長（以下「甲」という。）と（社）高知県建設技術公社理事長（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第一条 この協定は、地震及び風水害等による大規模な災害が発生し、混乱した初期段階において、専門知識を持った防災エキスパートによるボランティア活動により、甲が行なう災害対応を円滑に行なうことを目的とする。

（業務内容）

第二条 第一条の目的を達するため、甲、乙は以下の業務を行なう。

- （１） 甲は、災害発生直後の被災情報の収集に努め、支援の必要な区域及び内容を乙に伝達し、あわせて防災エキスパートの支援を要請する。
- （２） 乙は、防災エキスパート制度要綱に基づく事務局を置き、甲の支援要請に基づき、出動可能な防災エキスパートに出動を要請すると共に、その連絡状況を記録・保管し甲に通知する。

（甲の支援）

第三条 甲は、乙及び防災エキスパートに対し自ら以下の支援を行なうとともに、施設管理者に対して以下の要請を行なう。

- ① 活動に当たって必要となる便宜供与
- ② 防災エキスパートの訓練・研修等に当たっての援助
- ③ その他防災エキスパートの活動に関すること

(協定期間)

第四条 この協定の期間は、事業年度単位とする。ただし、毎事業年度当初において甲及び乙の双方または一方から特段の意思表示のない場合は、同一内容で更新されたものとして取り扱う。

(適用範囲)

第六条 この協定は、地震及び風水害等による大規模な災害が発生し、要綱にいう公共施設が被災した初期の段階において適用する。

(活動に伴う費用)

第七条 この協定に基づく活動は、ボランティアとすることから、防災エキスパートの自主的な活動であり、無報酬を基本とする。ただし、乙において防災エキスパートの活動を支援することは、この限りでない。

(その他)

第八条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して解決する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ各自一通を保有する。

平成8年10月15日

甲 高知市丸ノ内1-2-20

高知県土木部長

乙 吾川郡伊野町枝川2410-7

(社) 高知県建設技術公社理事長

高知県防災エキスパート制度要綱

第一条 目的

地震及び風水害等による大規模な災害が発生した場合、被災状況の迅速かつ的確な収集は、公共施設の管理者にとって、災害対策の最重要課題である。

高知県防災エキスパート制度（以下「本制度」という。）は、こうした課題に対応するため、施設管理者としての経験による専門的知識を持った者のボランティア活動により、災害時に情報収集等の支援を行なうことを目的とする制度である。

第二条 定義

この要綱における次の用語については、以下に定めるところによる。

- (1) 「防災エキスパート」とは、高知県土木部からの支援要請に基づき、自主的かつ無報酬で支援活動を行なう者として登録された者をいう。
- (2) 「公共施設」とは、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に規定する「高知県土木部、港湾局、海洋局及び市町村管理の公共土木施設」をいい、「施設管理者」とは、前記の管理者をいう。

第三条 防災エキスパートの要件

防災エキスパートは、以下の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 施設管理者として公共施設の整備・管理についての経験を有し、公共施設の被害状況により一定の技術的把握ができる知識を有する者であること。
- (2) 高知県内に在住し、かつ心身ともに健康であり、自己の責任において可能な範囲でボランティアとして支援活動に参加できる者であること。
- (3) 被災地域の早期の復旧等に誠意を持って努力し、公共施設の管理者や一般のボランティア等と協調して活動できる者であること。

第四条 防災エキスパートの登録

- (1) 防災エキスパートとして登録しようとする者は、防災エキスパート事務局（以下事務局という）に所定の様式により登録申請をするものとする。

なお、登録内容を変更し、または取り消そうとする場合も同様とする。

- (2) 事務局は、登録申請を受け付け、防災エキスパートとして登録・記載したときは

登録証を発効するものとする。

- (3) 事務局は、防災エキスパートとして登録した後、防災エキスパートとして不適当と判断した場合は、速やかにその登録を抹消し、また、その旨本人に通知するものとする。

第五条 防災エキスパートの業務

防災エキスパートは、施設管理者の行なう災害対策に対して、以下の業務により補助的に支援するものである。

- (1) 別途定める被災情報通報要領に基づき、自宅及び勤務地近辺等の公共施設の被災状況を伝達する。
- (2) 高知県土木部の支援要請に基づき、被災箇所の状況把握や、その復旧に関する助言、その他の支援を行なう。

第六条 事務局の業務

- (1) 本制度の円滑な運営を図るため、事務局を（社）高知県建設技術公社に置くものとする。
- (2) 事務局は、以下の業務を行なう。
 - ① 登録及び登録の抹消
 - ② 名簿の作成・保管
 - ③ 高知県土木部からの支援要請に基づく防災エキスパートへの出動要請
 - ④ 活動記録の整理・保管
 - ⑤ 研修等の実施
 - ⑥ その他防災エキスパートの活動支援に関すること

第七条 参集及び出動要請

- (1) 高知県土木部から支援要請を受けた事務局は、防災エキスパートに支援要請の内容を伝え、出動要請を行なうものとする。

- (2) 事務局は出動可能者の状況を、支援要請を受けた高知県土木部に連絡するものとする。
- (3) 支援要請を受けた防災エキスパートは、別途定める参集要領に基づき可能な限り定められた場所に参集し、支援要請の内容に沿って活動するものとする。

第八条 活動の記録

事務局は、防災エキスパートへの出動要請について、その連絡状況を記録するものとする。防災エキスパートは活動の記録を作成するものとし、事務局はこれを整理・保管するものとする。

第九条 防災エキスパートに対する支援

- (1) 支援活動が円滑に行なわれるよう、事務局は防災エキスパートに以下の支援を行なうものとする。
 - ① 活動に当たって必要となる便宜供与
 - ② 別途定める防災エキスパート保険要領に基づく、活動中の事故等による本人の障害等や第三者への損害等に対処するための損害保険の加入、及び保険加入料の支弁
 - ③ 防災エキスパートの訓練・研修等の実施
 - ④ 防災エキスパートへの防災関係情報等の提供
 - ⑤ その他防災エキスパートの活動に関すること
- (2) 事務局は支援活動をする施設管理者に対して以下の要望を行なうこととする。
 - ① 活動に当たって必要となる物資等の可能な範囲での提供・貸与
 - ② 防災エキスパートの訓練・研修等に当たっての援助
 - ③ その他防災エキスパートの活動に関すること

第十条 活動協定

本制度に関わる支援活動は、支援要請を行なう高知県土木部と事務局において活動協定を締結することにより発効することとする。

第十一条 その他

この要綱の実施に必要な事項については別途に定める。

附 則

この要綱は、平成8年9月24日から施行する。